

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第2回 豊島区保健福祉審議会
事務局(担当課)		保健福祉部 福祉総務課
開催日時		令和4年9月30日(金) 18時30分～20時35分
開催場所		豊島区役所本庁舎 5階 509・510会議室+オンライン開催
議 題		1. 開会 2. 議事 (1) 次期地域保健福祉計画の方向性について (2) 区民意識・意向調査設問項目の検討について (3) 重層的支援体制整備事業実施計画(素案)の検討について 3. その他
公開の 可否	会 議	公 開 傍聴 2人
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	天貝勝己、磯崎たか子、遠藤亘、奥田晃久、神山裕美、近藤友克、佐伯晴子、里中郁男、佐野功、佐野雅昭、島村高彦、副島由理、高田靖、高橋紀子、田中英樹、田中真理子、田中悠美子、寺田晃弘、外山克己、中島修、根岸幸子、宮崎牧子、山縣然太郎、渡辺くみ子(敬称略)
	幹 事	福祉総務課長(総合高齢社会対策推進室長兼務)、自立促進担当課長、高齢者福祉課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長、介護保険課長、地域保健課長、子ども若者課長、子ども家庭支援センター所長
	そ の 他	社会福祉協議会地域福祉推進課長、社会福祉協議会地域相談支援課長、福祉総務課総務係長(総合高齢社会対策係長兼務)福祉総務課自立促進係長(事業推進係長兼務)
	事 務 局	福祉総務課計画係長、福祉総務課主事(計画)

<開 会>

副会長： ただいまから、第2回豊島区保健福祉審議会を開催いたします。

本日はオンラインと対面を組み合わせた形で行います。

オンラインで発言する際は、マイクをオン、ミュート解除にし、挙手をして名のついでに発言をお願いします。発言が終わりましたら、必ずマイクをオフ、ミュートにするようお願いいたします。

会議室にいらっしゃる委員の方が発言する際は、事務局へお声がけください。事務局がマイクを渡しますので、名のついでに発言をお願いします。

なお、本日は、案件が多いため、運営にご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。それでは、事務局より、配付資料の説明をお願いします。

事務局： （配付資料の確認）

会長： それでは、議長を交代させていただきます。

本日の欠席者について、事務局より説明をお願いします。

事務局： （出欠者、説明）

会長： 本日の傍聴者についての確認をお願いします。

事務局： 本日の傍聴は、2名のお申込みがございます。傍聴者の入室につきまして、お諮りいただければと存じます。

会長： 会議は全て公開ですので、こちらに入室いただいて、よろしいでしょうか。

（一同、承諾）

会長： 許可が出ましたので、入室をお願いします。

（傍聴者入室）

会長： 審議が始まる前に、新委員についてご紹介をお願いしたいと思いますので、事務局からご報告をお願いします。

事務局： 委員名簿をご覧ください。保健医療関係者の委員に異動がございましたのでご報告します。豊島区歯科医師会より会長の高田靖様が新たに委員となっております。

会長： それでは、高田委員より、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

委員： 豊島区歯科医師会の現会長の高田と申します。

歯科医師会で6月に役員改選がありまして、7月から会長職に就いております。前任の高草木に代わりまして、この保健福祉審議会に出席させていただきます。よろしく申し上げます。

<議事>

（1）次期地域保健福祉計画の方向性について

会長： それでは、議事に入ります。

1点目ですが、次期地域保健福祉計画の方向性について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （資料1～3の説明）

会長： 説明が終わりました。骨子の部分ですから、丁寧に読まないで理解しにくい点もあったかと思えます。

オンラインで参加している委員を含めて、質疑をお受けします。ご意見・ご質問がございましたら、その場で挙手いただければと思います。

委員： 今回の審議会は、令和6年度からの地域保健福祉計画の中身を検討していく内容かと思えます。例年と違うのは、社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業の実施計画を令和5年度に策定し、令和6年度に地域保健福祉計画に盛り込むと書かれていた点かと思えます。

1年間かけて新しい地域保健福祉計画について議論し、同時に、重層的支援体制整備事業の実施計画を策定し、次期地域保健福祉計画に盛り込むという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 計画案の説明として、現地域保健福祉計画の5頁をご覧くださいと思います。

この3番に、計画の期間が記載してあります。現地域保健福祉計画が平成30年度から令和5年度までの6か年計画となつてございます。こうしたことから、令和4年度と令和5年度の2か年で次期地域保健福祉計画を策定し、社会・経済状況の変化や、最新の福祉に対するニーズ等を計画に盛り込んでいくのが、本審議会の内容でございます。

また、委員からご指摘いただいたとおり、本日の3つ目の議題でもある、豊島区の重層的支援体制整備事業実施計画をご検討いただき、これを次期地域保健福祉計画に統合することとなっております。

令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現の際の社会福祉法の一部を改正する法律」に基づき、重層的支援体制の整備を定義し、体制を構築することが求められています。本区では令和5年度から重層的支援体制整備事業を本格実施し、令和6年度策定の次期地域保健福祉計画に統合する目的もございますので、今期の審議会で議論いただきたいと考えております。

委員： 単にその時期が来たから中身を見直すだけではなく、法改正の中で、新たな地域保健福祉計画に盛り込んでいくという認識を持ちました。

あとは、審議の中でまた教えていただければと思います。ありがとうございます。

委員： 資料2の43頁5「地域福祉計画策定の手順」に、地域住民等の主体的参加が欠かせないと記載されています。この場合の地域住民とは、同資料42頁に書かれている団体名を指しているのでしょうか。

また、44頁2つ目の項目の中で、「地域住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始める」と記載されていますが、自主的というものは、誰がどのように動くのか、豊島区はどのような想定をされているのか、お聞きします。

事務局： まず、1つ目のご質問ですが、この対象は、42頁に記載のある、地域で様々な活動をしている方々を想定していることは、国のガイドラインと違わないと認識しております。

また、2つ目のご質問ですが、現行の豊島区地域保健福祉計画の中で、9本の施策を挙げておりますが、この中で、施策①の内容が、ご指摘いただいた質問の内容かと思えます。

現行の取り組み方針として、3つの取り組み方針を挙げ、地域住民の参加が必要な理由として、「住民だからこそできること」、「地域だからこそてる力」、「参加する住民にもメリットがある」ということで、地域住民、地域社会が取り組んでいけること、取り組むべきことを、具体的に網羅させていただいています。

この方向性自体は次期地域保健福祉計画でも大きく変わることはないと考えておりますので、最新の情報、社会状況等を加えて厚みを持たせていきたいと考えているところであります。

会長： 現行の地域保健福祉計画の中で、かなり具体的に、住民にどういう活動が期待されるかということをつかりやすく説明していますので、ご確認いただければと思います。

委員： 令和5年度に子ども家庭庁が設置され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、中心的な

役割を担うと聞いています。

基本計画に記載された「子どもと共に育むまち」の中に、この施策がどう反映されるのかが分からないので、見解をお聞かせいただきたい。

事務局： 子ども家庭庁との連携については、現在進行形で進んでいるところです。保健福祉部のみならず、子ども家庭部、教育委員会等、区の関係部署と連携体制を構築して対応していかなければならないと認識しております。

会長： 担当課長等で何か補足はございますか。

委員： 子ども家庭部長です。この度、子ども家庭庁が閣議決定し、地方自治体にも影響があると想定しております。

子ども家庭部では、令和2年に子ども・若者総合計画を策定し、既に豊島区は、子どもと家庭を真ん中に置いたイメージ図をつくっております。子どもを真ん中に置いて、地域がまとまって子どもたちを支援していくイメージを持って、これまでも同計画をつくってまいりましたので、それに従って今回の施策にも反映させていければと考えているところでございます。

委員： 子ども家庭庁と「家庭」という言葉がついていますが、ぜひとも家庭のせいにはしないようにしていただければと思います。子どもが真ん中ですから、家庭で全ておしまいではなくて、地域全体で見守る形に策定していただければと思います。

委員： ありがとうございます。ぜひ進めさせていただきます。

委員： 今の点、とても重要だと思います。特に、子どもの権利条約の中の4原則で、子どもを守る視点が中心になってきがちですが、同時に、子ども自身が積極的に参加でき、子ども自身の発言を取り入れる仕組みが、今回のこども基本法に入っておりますので、そうした視点での施策が必要かと思えます。

子ども若者課長： 本区では、子どもの権利に関する条例を策定しており、その中で大切な子どもの権利として、子どもの個性が尊重され、あらゆる場面で子どもの権利を保障することを明記しております。また、子どもの権利擁護委員も設置しており、彼らの権利をきちんと発揮できるように、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

委員： 質問ですが、今まで子どもと福祉の分野のつながりが見えなかったように感じています。これから子ども分野を重点的にやりますというお話でしたが、障害を持った子どもも含まれるのか、それから子どもと大人の間にいる障害を持った若者たちも、きちんと議論していただけるのかをお伺いします。

事務局： 子どもといってもそれぞれの状況や属性があると考えております。資料7でお示ししたとおり、地域保健福祉計画以外にも区で様々な行政計画を立てているところでございます。

ご質問がありました障害者・障害児については、豊島区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の改定に向け、4,400人を対象とした調査を実施する予定となっております。

委員： 現地域保健福祉計画の68頁取組方針3で、子ども・若者の貧困対策とあります。いろいろな団体が子どもの支援をしておりますが、「貧困」という書き方をすると、その言葉を気にして参加できない子どもがいます。本当に子どもを真ん中に置くのであれば、うちの団体は貧困の子どもたちの支援をしていますというアピールも望ましくないと思えます。68頁の書き方も全ての子どもたちが参加しやすくなる文言をお考えいただきたいという要望です。

事務局： 8月に行われた専門委員会でも、類似したご指摘をいただいております。子ども・若者に関して、困難を有する子どもや若者に限定した視点でなく、困難を有していない全ての子どもや

若者に対する視点が必要というご意見をいただいております。次期地域保健福祉計画に反映していきたいと思っております。

委員： 資料1に記載がある多文化共生について伺います。豊島区は外国人が多く、今後、アフターコロナではもう少し増加するかと思います。次期計画には、外国人について、地域住民に含めた形で記載するのか、別立てで記載をするのか、現時点での考えを伺えればと思います。外国人に限った章立てとするのか、全体の中に満遍なく表現を入れていくのか、どちらの感じで考えているのか伺います。

事務局： 方向性や書き方については、今後の審議の中で決めていくことになるかと思います。ただ、外国人に特化した書き方というカテゴライズをするのではなくて、一般的に豊島区の地域住民という視点から同様の捉え方をする方が今のトレンドかという印象を持っています。

蛇足になりますが、本区では様々な行政サービスを提供しておりますが、国籍でサービスの提供の有無が左右されるものがあるかについては、今庁内で議論しているところです。全体を包括した形にするか、外国人に特化した形にするか、どういう形で地域保健福祉計画に記載していくのかも、今後ご審議いただければと思います。

会長： ほかにご意見、ご質問はございますか。
先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(一同、承諾)

(2) 区民意識・意向調査設問項目の検討について

会長： 次の議題になります。区民意識・意向調査の設問項目の検討について。
これも膨大な資料がありますので、要点について、説明をお願いします。

事務局： (資料4～10の説明)

会長： 皆さんの意見を反映して、なんとか16ページに収めたという状況です。
層化抽出法とは、無作為抽出ではなく、人数割で調査検証をするということ。それから、「日本語版」のほか、「中国語版」と「やさしい日本語版」を作るということ。そして、設問項目全般についてという3点について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。先にその他のご意見がありましたら、整理しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 資料9について伺います。事前の意見票で、町会・自治会に入っているかという設問の追加をお願いしたら見送りになったので、追加の意見を述べたいのですが、よろしいですか。先ほどの3点以外になるのかもしれませんが。

会長： 3点以外ですね、どうぞ。

委員： 資料8の6頁、問11に、「町会・自治会の活動に参加したことがある」という選択肢がありますが、町会の活動の中には、選択肢10の交通安全や防犯活動、あるいは選択肢11の防災活動や災害時援助活動、選択肢12の募金活動などもあります。

例えば豊島区が赤十字あるいは歳末たすけあいに募金を支払う際、社会福祉協議会が同額を募金しておりますが、その9割は、町会・自治会が集めたものです。

そのため、選択肢1の「町会・自治会の活動」というのは、どこまでを捉えて活動と表現されているのか、疑問に思うところがあります。

この回答は、町会員であるかないかで、答えの結果が違ってくると思います。

それから、議案1で、地域住民等の範囲をお聞きしたら、地域住民の中には自治会・町内会・

支援型組織等が含まれているとの回答がありました。これはまさに、町会のことなので、町会加入の有無を聞く設問があった方がいいというのが、私の意見です。

町会活動は、さまざまな地域住民の組織活動の中で、かなり大きな割合で地域住民活動をしていると考えています。

また、今回、シルバー人材センターが設問に入っています。そちらと町会の違いについても伺いたいと思います。

会長： 町会・自治会の活動については、幾つかの項目に入っています。問9、問11、問12と、その他の項目にも分散して書かれています、独自に町会・自治会活動についてまとめて記載してほしいという趣旨でよろしいでしょうか。

委員： 町会の加入有無は、かなりインパクトのある質問であると考えます。ボランティアをやっているかといった詳細な設問でも構いませんが、この地域保健福祉計画の中で地域住民の動きは、それなりに意味を持っていると私は考えています。

会長： 確認することは、「町会・自治会に入っていますか」という項目があった方がいいという趣旨でよろしいでしょうか。

委員： はい、そうです。

会長： では、事務局、お願いいたします。

事務局： ご指摘ありがとうございます。町会会員であるかは、非常に大きな問題であると認識しております。町会の組織力を高めるための施策を区で検討しておりますが、成果が出ていない実情がございます。

今回の意識・意向調査を行うに当たり、町会自体に入っているかどうか大事な視点だと思いますので、どこかに加えたいと思います。

また、シルバー人材センターの設問追加理由についてご質問をいただきました。シルバー人材センターは現在、中期計画策定を行っております。シルバー人材センターも、町会と同じく、会員の確保などに苦勞している状況でして、今回の区民意識・意向調査に併せて、必要なデータを取りたいということで掲載した経緯がございます。委員のご指摘のあった町会への加入の有無も同様に大事な視点だと思いますので、何とか設問に入れたいと思います。

会長： 幾つか余白はあるので、レイアウト上可能であれば入れることはできるかと思っておりますので、検討するというごをお願いします。

委員： 資料6について2点質問します。

外国人の母集団が266人というのは少ない気がします。割合で算出しているので仕方がないと思いますが、豊島区の実情を調べるなら、母集団は多い方がいい気がするの1点。

もう1点は、外国人がこの設問数を答えるには、相当な能力が必要な気がしますので、相談窓口が必要だと思います。そういう窓口を設けて対応しないと回答は集まってこないと思いますので、検討をお願いします。

会長： この点は、専門委員会でも議論した内容です。外国人の実態については、別途、調査する必要があると思っています。

ただ、今回の保健福祉計画の中では、複雑になってしまうので、やむを得ず、こういう記述で書いているということで、豊島区の実情を調べないという意味では全くないと理解しています。事務局で補足して具体的な説明や判断をお願いします。

事務局： 調査対象外国人が266人というのは少ないと言われるのは、ご指摘のとおりだと思います。

す。ただ、これは資料5で説明したとおり、本区における外国人比率を端的に出した数字で、外国人の割合を多くしてしまうと、逆に日本人の意向が分析結果として出てこないため、機械的に算出しております。

ただ、初めから回答が少ないことを想定して調査票を送るわけではなく、一定程度努力したいと考えております。

具体的には、区内7大学には区在住の留学生が多数いると想定しておりますので、区内大学にご協力いただきまして、「豊島区にお住まいの外国籍の皆さまに区民意識・意向調査をいたしますのでご協力お願いします」といったポスターを学内に掲示していただくことを予定しております。

こうした様々な手法を駆使しながら、外国人だけでなく、日本人にもより多くの回答を増やす努力をしていきたいと思っております。

会長： よろしいでしょうか。

委員： 窓口は必要だと思います。266人全ての方が相談に来るわけではないですし、豊島区が発出するのであれば、豊島区の中で相談を受けることは必要だと思います。中国語と日本語とやさしい日本語が全てできない人もいます。英語でないと駄目という人もいるのではないですか。

そうすると、この266人を7割でも8割でも集めるには、やはり補助すべきだと思いますけど、いかがですか。

会長： ほかの委員の皆様にもアイデアをお聞きしたいと思います。

専門委員会では、今、事務局から答えていただいた工夫といいますか、専門学校や大学に協力を得て、回収率を上げようという話は確認したところです。

委員： 委員のご指摘はもっともだと思います。専門委員会で議論したのは、豊島区の場合は中国籍の方が5割近いということがありますから、まず中国籍の方の意見をしっかりつかむことが大事じゃないかと。多言語の時代ですけれども、様々な言語全ての調査票を作るわけにはいきませんし、窓口対応でヒアリング調査と同様の状態になると、他の窓口業務に支障を来すこともあると思いますので、調査をより有効に行うために、今回は中国籍の方に焦点化して調査を配布するという整理でいいのではないかと思ったところです。

委員： ありがとうございます。

ただ、豊島区は多文化共生をうたっています。これだけたくさん外国人がいるのに、どうしてそこを考えてはいけないのでしょうか。中国人だけの意識調査をするようで、私にはすごく疑問です。

会長： 補足しますと、中国の方には中国語版を作成しておりますが、中国以外の在留外国人については、やさしい日本語であれば、ある程度の人は答えられるのではないかという前提で、やさしい日本語版を作成し、3つの言語で実施するところです。

委員： やさしい日本語ができない人もいます。そのためのカバーとして、学生や色々な人をお願いするのはいいですが、そこにうまく行き当たるかどうかはわからないと思います。やはり一番は、発出した豊島区の窓口で対応することが一番いいのではないのでしょうか。

外国語の調査票に、分からないことがあれば窓口でご相談くださいと書いておけば、相談に来るのではないですか、電話でも良いですが。

会長： 多言語の窓口をつくるべきというご意見でよろしいですか。

- 委員： 区役所に相談に来たら、英語圏の人だったら英語を話せる人を用意するなど、相談内容によって、それぞれ対応すればいいものだと思います。
- これは区として必要なことではないでしょうか。外国人が2万5,000人もいるのに、そういう対策もされていないというのは問題だと思います。
- 事務局： 豊島区には、100か国以上の方が住んでいて、全ての言語に対応するのは、現実的に厳しいところがあります。ただ、多文化共生をうたっている豊島区が、回答できるかは本人次第という形だと、アンケートの有意性は薄れるとも思います。外国の方に向けた調査票に、「書いてあることが分からない場合は、福祉総務課の窓口にお越しいただければ、マンツーマンでお答えしながら調査回答をお手伝いします」といった文言を記載したいと思います。
- 委員： 上の年代の方は、中国人同士でも英語でコミュニケーションを取っている方もいるので、そこにプラス英語翻訳したアンケートを入れるのは難しいですか。そうすると、いろんな国の方たちが答えやすくなるかと。やさしい日本語にこだわらなくてもいいのかなと思います。ご検討ください。
- 会長： 専門委員会でも議論させていただいたのですが、予算のことなどもあるので、100の言語を網羅することは不可能ですので、検討するというところでよろしいでしょうか。
- 委員： ベースの英語があるだけで大分違うのではないかと、意見しておきます。
- 会長： 今の要望についても事務局で検討するというところでよろしいですか。
- 事務局： 何語が適しているかは、専門委員会でも議論させていただいたところです。その中で、英語は、世界標準としての言葉であるという意見もございましたが、豊島区に限っての調査ということであれば、在住外国人の約半数が中国人なので、回答数を多く得るには、単純にユニバーサル言語としての英語ではなく、中国語に特化したほうが、実態をつかめるのではないかとという考えに帰着し、今回の3言語とさせていただいたところです。
- 委員： 日中協会でも30年間仕事をしている私としては、一定の年齢の方のベースの言語は、英語か民族語だったりする方が多いので、中国人の年齢層をどこで考えて検討したのかも、もう一度検討の中に入れていただけたらと思います。
- 会長： 層化抽出法ですので、外国人の方も若い人が多いので、事務局としては、若者は漏れなく協力してもらうというのが最初の趣旨だと聞いています。全部の言語ができればいいですが、かなり個別性が高くなるので、事務局で協力するという考えは出してくれたので、それに対応していただくということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員： お願いしたいと思います。
- 委員： 今回、層化の無作為抽出ということですが、回収数が前回よりも落ちるのではないかと思います。というのも、前回の無作為抽出では、理論的には年齢に応じた抽出もされるはずですが、参考資料を見ると、70歳以上の回答者の割合が全体の28%になっています。前回回収率の低かった若い人たちへの配付数を増加して、70歳以上の回収数が少なくなると、全体としては回収数が減ると予測されますが、いかがでしょうか。
- 事務局： 前回行った単純無作為抽出では、同じく3,000人を対象として、回収数922票、回収率30.7%という結果でした。抽出方法を変えることで回収率がどうなるかはやってみないと分からないところではございます。今回は、一定の意図の下に層化抽出法でやるという見解から、回収率を上げる努力をしながら、前回との違いを検証し、今後の材料として蓄積していきたいと考えております。

委員： 前回の調査結果で分かっていることは、若い人の回収率が低かったということです。つまり、単純無作為抽出をしても層化で年齢に応じて無作為抽出をしても、理論的には基本的に同じ形で回答者が抽出されてくるはずです。

それにもかかわらず、回答者に若い人の割合が少なく高齢者が多かったのは、今回調査と前回調査とそんなに変わらないか、むしろ偶然高齢者の人に当たる割合が前回よりも低かったときに、回収率が低くなる可能性があるという話です。理論的にはそういうことであると伝えておいたほうがいいかと思ひ発言しました。

委員： 私も、専門委員会の中で、層化抽出にすると回収率が落ちるのではと申し上げましたので、そのとおりだと思います。問題は、豊島区の過去の地域保健福祉計画の調査回答者が、非常に高齢者に偏っていて、高齢者調査のようになっていることを検討しないといけない。高齢者の声ばかりが反映された意識調査が、果たして保健福祉計画の基礎調査として妥当かどうかということも論点の一つにしないといけないのではないかと。悩ましいのは、前の調査の回収率が約30%でした。調査の妥当性、信頼性という意味で3割を切ると、なかなか厳しいです。

せっかく調査をしたのに、20数%で、果たしてこれを区民の意識を聞いたものになるかということ、前回同様に無作為抽出でやっても7割は高齢者の回答で、調査結果は高齢者調査のようになる。そのせめぎ合いというか、悩ましい判断になるかなということ、論点を投げかけさせていただいて、審議会としてどうするかということかと思ひます。

委員： 前回調査時の年齢別分布を見れば分かると思ひます。

単純無作為に抽出したのであれば、年齢もそれに応じた数になっているはずで、全体の無作為抽出であれば、年齢分布も同じように出てくるはずなので、前回の配布対象者の年齢分布と回収率を見ていくと今回も予測できるのではないかと思ひます。

会長： 事務局に補足をお願いします。

事務局： 前は3,000人に配布しましたが、単純無作為抽出でやりましたので、配布時の年齢は把握しておりません。設問に年齢を回答する項目があるので、回収した数を分母として、回答者の年齢層を出して、構成比を出した結果、ご高齢の方が多かったという形です。

会長： 前回の回答結果では年齢が出ていますので、高齢者の回答のほうが圧倒的に高かったということ。結果、高齢者意識調査と見間違えるぐらいになってしまったという。この形態を何とか少なくしようということをやっています。本人が調査に答えなければ回収できないという今の回収方式を変えるのであれば、調査員を派遣して調査をします。言わば、3,000件なら3,000件を主体的に調査するというのをやらない限り、今言った命題は防げないのかと思ひています。それは、今後の検討課題ということで、よろしいでしょうか。

委員： 豊島区のホームページなどから、英語でアンケートに答えられるようにすれば、その回答者のコミュニティが、豊島区でこんなことをやっているとSNSで発信してくれて、それを見た人が自分にも届いたからやってみようという回答してくれる、そんな循環が生まれるのではないのでしょうか。そのぐらいのことをしないとあまり結果は変わらない気がします。

会長： 今の意見も含めて検討させていただくことになると思ひます。回答者が3,000人集まったら打ち切りにする方法もあります。どういう方法が一番回収率を引き上げることになるかを研究しないと駄目かと思ひますので、意見を参考にさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それから、ほかにも項目全般について、事前の意見票と合わせて皆さんからの意見を概ね拾

えたと思いますが、まだご意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 全体を見渡して、気づいた点が2点あったので発言します。

1点目は、問17-1の選択肢4「標識や案内表示がわかりにくい」ですが、標識や案内表示について、内容自体が分からないというもの以上に、町の中にサインが少なくて分からない、見つからないという声のほうが私はよく聞きます。可能であれば、「少ない」という言葉を入れた方がいいと思います。

2点目は、問19ですが、バリアフリー化を進めてほしい対象の施設を聞いていて、11番の「車いす対応の駐車場やトイレ」という選択肢は、1番から7番までの施設に含まれるため、あえて選択肢を作る必要はないと感じたので、ご検討いただければと思います。

事務局： 問17-1につきましては、「わかりにくい・少ない」と改めさせていただきます。

問19選択肢11番につきましては、車椅子の方が不自由なくどこにでも出かけられることが求められますが、駐車場やトイレの整備がされていないという実情から、あえて明確にするために、このような記載をさせていただいております。

委員： 問17-1で、表示が「わかりにくい・少ない」ということに関連して、選択肢7の「自動ドアがない」にも「少ない」と付け加えた方がいいと思います。

会長： ほかにいかがでしょうか。ご意見はなさそうですが、今後の流れは、どうなっていますか。

事務局： 色々ご指摘はあるかもしれませんが、お気づきの点や、修正すべきことがございましたら、意見・質問票にご記入いただくか、福祉総務課にご連絡いただければと思います。

ただ、本日の審議会後、間もなく印刷に入らなければなりませんので、大がかりな変更は対応しかねますので、ご了承いただきたく思います。

(3) 重層的支援体制整備事業実施計画（素案）の検討について

会長： それでは、次の議題に入らせていただきます。担当課長から説明をお願いします。

自立促進担当課長： （資料11の説明）

会長： 説明が終わりました。ご意見、ご質問ございましたら、挙手の上お願いします。

委員： 包括的相談支援事業の中に、「くらし・しごと相談支援センター」があります。これは生活困窮者の自立支援だと思われま。そして、参加支援事業は新しい事業だと思えますが、同じように「くらし・しごと相談支援センター」がまたここで出てきます。これらは、どう違うのかという点と、多機関協働事業の中に、支援プランの作成という言葉がないので、入れた方がいいと思います。

会長： ほかに意見があると思いますので、まずはまとめてご意見をいただきたいと思えます。

委員： この内容は、既に地域包括ケアシステムの構築の中で始まったことを、さらにもう一回組み直してやるということでしょうか。例えば重層的支援会議と今実際にある地域ケア会議との違いがよく分からないのですが、整理するのか、同じことを別にやるということなのでしょう。結局物事を複雑化している気がして仕方がないのですが。

会長： ご質問と受け止めますので、この2点について、事務局、ご回答をお願いします。

自立促進担当課長： まず、参加支援事業になります。

委員のご指摘のとおり、今回の重層的支援体制整備事業では、新しい事業となっております。しかし実際の相談現場では、こうした参加支援は、既に実施しているところで、「くらし・しごと相談支援センター」は、生活困窮分野で記載させていただいております。

また、参加支援や相談に来られた方をいかに社会参加の場につなげるかといった事業が、生活困窮分野以外にも、障害や高齢の分野で実際に実施されているため記載しております。

続きまして、重層的支援会議の中で、プランを作成するといったご指摘をいただきました。ご指摘のとおり、たくさんの協働事業の中で、同意を得たものについては、支援プランを作成することとなっております。

13頁をご覧ください。実務者会議の場所として福祉包括化推進部会がございます。表記の項目として、支援プランの適切性の協議、支援提供者にプランの共有、支援プラン終結時等の評価といったものを記載しております。

そして、最後のご質問として、現存する地域ケア個別会議、要保護児童対策地域協議会といった様々な会議体と、この重層的支援会議との違いは何かといった点、また、物事を複雑化しているのではないかとご質問がございました。

地域ケア個別会議や要保護児童対策地域協議会も重層的支援体制整備事業の中に入っております。ただ、高齢者の分野であったり、子どもの分野であったりと、着目する視点が属性、世代に注目をしておりました。今回の重層的支援体制整備事業につきましては、こういった範疇を超え、複合化複雑化した課題について、重層的支援会議の中で諮っていく。家族全体、分野、世代を見るのではなく、その方を中心として社会全体を見ていくといったものとなっております。

会長： よろしいでしょうか。

今説明があったとおり、これまでも高齢者をはじめ、地域包括支援体制や包括ケアシステム等がありましたが、世代や属性を超えたところで、地域福祉の視点からもう一步そこに再構築するという意味で、「重層的」という言葉が出てきたということだと思います。

委員： 計画の期間で、令和5年に重層的支援体制整備事業実施計画を策定して、令和6年に地域保健福祉計画に統合するという書き方ですが、これは、地域保健福祉計画内に令和5年に策定した重層的支援体制整備事業実施計画をそのまま掲載するということなのか、あるいは内容的に重複するものを調整しながら統合させていくのか、ご回答をお願いします。

自立促進担当課長： 本区におきましては、重層的支援体制整備事業の体系自体は、既に実施されているものと考えております。そのため、現地域保健福祉計画の中にも内包されているものでございまして、重層的支援体制整備事業だけを抜き出して改めて掲載するのではなく、地域保健福祉計画に共通の理念を折り込んでいくと考えております。

委員： ご説明いただいた内容となると、統合させるときに改めて検討しながら、地域保健福祉計画の中に反映させていくという流れかと受け止めました。

資料の中にもありましたが、区でも福祉相談窓口で色々な相談を、様々な形でできるという対応をしているかと思います。住宅に関する問題も、都市整備部門だけでなく、福祉と関連して対応いただいております。そういう意味での重層性というか、日常の行政が変わってきていると感じております。そういうことを含めて積極的な受け止め方があるという受け止めでもよろしいわけですね。

自立促進担当課長： ご指摘のとおりでございます。国が定める重層事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮という分野でございますけれども、豊島区においては、法令の分野を超えて、住宅、教育なども含め、重層的に事業を実施していきたいと考えてございます。

会長： 豊島区版の地域共生社会づくりですので、令和2年から進めてきた世代や分野を超えた包括

的な仕組みづくりという施策を、豊島区が先行して実施し、国が後追いのように制度を整備したという理解をしていただければと思います。

副会長： 包括支援センターの運営協議会にも関わらせていただいています。先日も会議がございまして、総合評価のほかにも、包括支援センターの地域づくり事業や、参加支援事業にもかなり関わっておりまして、いろいろな資源の開発、あるいは住民の方々との協働などを行っています。

この実施計画では、包括的相談支援事業には高齢者総合相談センターが入っていますが、地域づくり事業には、生活支援コーディネーターが配置された高齢者総合相談センターのみ記載されており、参加支援事業には高齢者分野が入っていません。

特に、高齢者分野は、地域支援事業についてかなり先駆的に取り組んでいる分野の一つだと思うので、そうした部分をどう考え、どう整備していくかについて伺いたいことが1点。

また、先ほども質問がありましたが、高齢者分野では、地域ケア会議の中で、個別支援に関する実務担当者レベルの相談がかなり活発に機能しています。

重層的支援会議を見ると、福祉包括化推進部会の係長級の職員が構成員になっていて、現場レベルの職員が関わる会議体が、仕組みの中で見られないのですが、そこは何か視点を考えているのか。あるいはこの福祉包括化推進部会という係長級の会議の中に、担当職員も参加して、複合的な事例を検討するのかという、2点について説明をお願いします。

自立促進担当課長： 例えば8頁に記載している事業は、補助金を対象とした事業のみを記載しております。ただ、豊島区版の重層的支援体制整備事業として、現在は高齢者の分野が先行して実施されており、今後は障害、子どもの分野も附随して実施されていくものと考えております。

本実施計画では高齢分野の施策が見えにくいとのご指摘もいただきましたので、アウトリーチの取組事例のようにコラムなどを活用して記載するなど、改善していきたいと思っております。

次に、福祉包括化推進部会についてのご質問について説明いたします。

福祉包括化推進部会は、係長級の職員を配置している旨、記載しております。

この部会に現場の職員が入っていないとのご指摘ですが、この係長級の職員は、それぞれの部署の相談内容等を把握している係となっております。高齢者福祉課であれば、地域ケアグループの係長が出席するという形です。

事例によって担当者でなければ分からない内容が、重層的支援会議に移行した際には、担当者レベルも会議に出席できる形で実施していきたいと考えてございます。

会長： 補足をさせていただきます。係長級の職員と記載がありますが、別に職位にこだわっているわけではないということです。管理者と実務者に分けて、実務が分かっている人は実務者レベルの部会に入ると理解していただければと思います。

自立促進担当課長： なぜ係長級の職員にしているかについて補足させていただきます。制度を超えた課題があった場合、制度の狭間に落ちてしまうことがあります。そういった際に判断できる職員が必要ということで、係長級の職員を配置している事情もございまして。

委員： 私見ですが、重層的支援体制整備事業は、国が当てはめているモデル事業であって、いわゆる豊島区版をつくっていただければいいかと思っております。豊島区の実態に合わせて、少しずつスライドしていただければいいと思っております。地域包括ケアの個別会議で議論している内容に、障害の部分が絡んできたり、不登校の子供がいて、複合的な課題があったりする場合、今までの地域ケア個別会議で議論できていたかどうか。できていないとしたら、重層的支援会議でそれを議論するという実態に合わせた形で移行していく。そういう形でこれが重層的支援会議に全て移行する

のかは、今後の豊島区の体制に合わせて、現実的に検討していくのでいいのではないかと。少なくとも高齢者分野の会議では、高齢者中心の議論になってしまっていたら、要保護児童対策地域協議会であれば、子供の問題になりがちで、もしかしたら漏れていたことがあるのではないかと。漏れていたことがあったら、それを重層的支援会議で議論していくという整理でいいのではないかと思います。

副会長： 高齢者分野では、医療を通して、例えば精神障害の家族の問題との複合性や、障害児の医療的ケアの中での複合ケースというのもあり、多職種連携の中で、今は地域ケア会議がそういった場となって協働を進めています。今後の重層的支援体制整備事業の中で、医療と障害分野、医療と子ども分野といった今までなかったつながりが増えてきています。地域ケア会議の中で生じてきた、そういった高齢プラス障害がある児童との医療や歯科分野での基本ケースについては、より協議する場が増えていくのではないかと思います。

先日、歯科医師の方から、虫歯が多すぎて、いくら治療をしても新たな治療箇所ができるなどで、一向に完治しないことに驚いたが、背景には児童虐待の課題があった、というお話を伺いました。子ども電話相談室や児童相談所との関わりの中で、歯科医と子ども家庭支援センターをつなぐチャンネルができてきたので、今後活動する場が増えてくるのではないかと思います。

この福祉包括化推進部会は、教育部や子ども家庭部のほか、都市整備も入っておりますが、将来的に在宅医療等とのつながりも必要性が出てくるのではと思います、発言しました。

会長： そろそろまとめていきたいと思いますが、他にご意見はよろしいでしょうか。

本日、様々な議論が出ましたが、深めればもっと意見は出てくると思います。審議会は豊島区が実施してきたことを土台として審議し、さらに豊島区がそれを発展させるという立場で関わっています。特にコミュニティソーシャルワーカーの配置は、豊島区の特筆すべき事項です。地域づくり、社会参加、参加支援という部分は、言わば個別支援を超えて、より地域を住みやすく、暮らしやすくしていくという視点がとても大事ですので、このために、個別支援という枠組みを超えた体制整備が必要になってくると理解していただければと思います。

今日の意見を踏まえて、事務局から今後の方向性について報告していただきたいと思いますので、事務局でまとめていただければと思います。

事務局： （事務連絡）

会長： ありがとうございます。チャットに意見が入っていましたが、発言できますでしょうか。

委員： はい、ありがとうございます。

重層体制整備事業の素案の中で、アンケートの話と重なります。外国の方の割合が多いという区の特徴があると思いますので、外国人の皆さんが相談しやすい体制づくりも重要だと思います。外国人のひとり親家庭の方ですと、学校や親御さんが病気にあったりすると、医療機関等様々な他機関との連携が求められる。生活支援の経済的な困窮さ等もあった場合、本当に多様な機関が関わる必要があるため、明確な窓口を分かりやすく表示していく、住民の方に分かりやすい相談窓口の設置が求められると思ひまして、書かせていただきました。

会長： ありがとうございます。外国人支援に関しては、多文化共生という意味でも国際交流をやっていますが、生活の様々な困難や相談に関しての総合的な窓口が見えません。窓口を転々とさせられる現状もありますので、今後議論していきたいと思います。

それではこれをもって本日の審議会は閉会といたします。

提出された資料等	<p>【事前配付資料】</p> <p>次第</p> <p>豊島区保健福祉審議会委員名簿</p> <p>資料1 地域保健福祉計画と市町村地域福祉計画策定ガイドラインとの比較</p> <p>資料2 (参考) 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン (厚生労働省通知抜粋)</p> <p>資料3 豊島区基本計画2022～2025の概要版 (抜粋)</p> <p>資料4 区民意識・意向調査 実施概要</p> <p>資料5 中国語版及びやさしい日本語版調査票の作成経緯</p> <p>資料6 層化抽出法に基づく抽出について</p> <p>資料7 (参考) 地域保健福祉計画に関連する計画等のアンケート実施状況</p> <p>資料8 区民意識・意向調査 令和4年度調査票 (案)</p> <p>資料9 事前意見及び検討結果一覧</p> <p>資料10 (参考) 区民意識・意向調査平成28年度・令和4年度設問比較一覧</p> <p>資料11 重層的支援体制整備事業実施計画の (素案)</p> <p>資料12 今後のスケジュール案</p> <p>第2回保健福祉審議会に関する意見・質問票</p>
----------	--